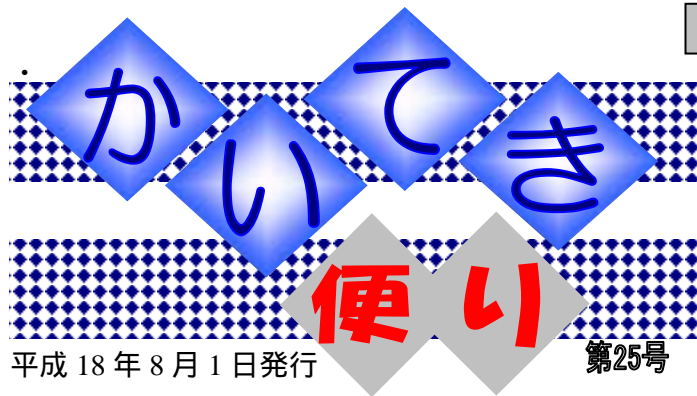


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

「療養病床の再編成に伴う報酬の見直しが行われました」
「介護支援専門員の登録消除について」
「認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました。

報酬算定・運営基準のQ&A

「特定事業所集中減算に係る割合はどのように計算するの？」

お知らせ

「東京都介護支援専門員支援会議を開催しました」
「新予防給付ケアマネジメント業務の手引を作成しました。」

療養病床の再編成に伴い報酬の見直しが行われました 最近の動向

さる6月28日、社会保障審議会第41回介護給付費分科会が開催されました。介護療養型医療施設の再編成については、平成23年度の廃止に向け、療養病床は医療の必要性の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応すること。医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅・居宅系サービス又は老人保健施設等で受け入れることで対応することを基本的な考え方としています。この基本方向に沿った転換を進めるため、平成23年度までの経過措置として、医師、看護職員等の配置が緩和された「経過型介護療養医療施設」の創設。指定介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設に係る設備基準の特例等を設けることが諮問、報告されました。これを受け、平成18年7月1日付で指定基準及び介護報酬が改正されました。

介護支援専門員の登録消除について 最近の動向

東京都は平成11年度東京都介護支援専門員実務研修受講試験の受験に際し、不正の手段に基づき受験した介護支援専門員について、平成18年7月12日付で介護支援専門員実務研修受講試験合格の決定を取り消し、東京都介護支援専門員資格登録簿の登録を消除しました。

<登録消除の理由>

当事者は「施設において必置とされている相談援助業務に従事する者」のうち、「介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者」としての実務経験に基づき介護支援専門員実務研修受講試験を受験したが、実際には事務長として在職していたものであり、「施設において必置とされている相談援助業務に従事する者」とはみなされないため。

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03(5320)4279

「認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました 最近の動向

さる7月10日、都庁二庁ホールにて、「第1回認知症高齢者を地域で支える東京会議」を開催しました。この会議は、認知症について、広く都民への理解を普及・促進し、地域の多様な社会資源が連携して認知症高齢者を支える仕組みづくりを検討・促進することを目的として発足しました。委員は、介護や医療分野の方だけでなく、交通機関やチェーンストア協会などの生活関連企業・団体を含む様々な分野の方々から構成されています。

今回の会議では、基調講演として、斎藤正彦氏（慶成会老年学研究所主任研究員）から「認知症の基本的理解と生活支援」というテーマで、認知症の方の様々な障害の説明や日常行動の援助において「恥をかかせない」、「不安にさせない」等のポイントについてお話していただきました。

また、認知症高齢者を介護されたご家族から、生活を通じた介護体験談や地域の人々へのメッセージが語られた他、和田行男氏（東京都グループホーム連絡会事務局長）からは、「東京には歩いて行けるところに地域（商店街など）がある」という強みがあるので、それを生かして認知症があっても地域の中で生活できるように応援していきたい」とのお話がありました。

本会議は、都民の認知症の理解促進を目指して、今年度中に3回の開催を予定しており、11月には都主催のイベントも企画しています。

【問い合わせ先】 在宅支援課認知症支援係 TEL 03(5320)4276

Q 特定事業所集中減算に係る割合はどのように計算するの？

報酬算定・運営基準のQ&A

- A: 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算は、判定期間(原則、前6月間)に作成した居宅サービス計画に位置づけられた指定訪問介護、指定通所介護、又は指定福祉用具貸与の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者(法人)によって提供されたものの占める割合が3つのサービスのうちひとつでも90%を超える場合、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、月200単位を所定単位数から減算するものです。
この割合の算出にあたっては、以下のとおりです。

訪問介護等に係る
紹介率最高法人の居宅サービス計画数

同一法人の複数の事業所を利用する場合でも、その法人を位置づけたケアプランの数は1となる。

訪問介護等を位置づけた計画数

利用者一人につき、ケアプラン数は毎月1となる。
ひとりの利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でもケアプラン数は1となる。

要介護者の計画数のみが対象となります。(経過的要介護者を含み、要支援者は含まない)経過的要介護であった者が更新申請し、有効期間満了の翌月に非該当の判定となったなど、計画は作成したが給付管理を行わなかった場合は当該算定する際の計画数には含みません。

新規に指定を受けた居宅介護支援事業所の場合は、事業開始月から判定期間終了月までの期間において計算します。

書類の様式及び基準の詳細については、ホームページ「東京都介護サービス情報」に掲載されておりますので、ご活用ください。

「東京都介護サービス情報」(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>) 書式ライブラリー
特定事業所集中減算

東京都介護支援専門員支援会議を開催しました

お知らせ

さる7月6日、「平成18年度第1回東京都介護支援専門員支援会議(座長:橋本泰子大正大学人間学部教授)」が開催されました。会議では、地域の介護支援専門員の支援や指導を行う者として今年度から新たに養成する「主任介護支援専門員」の養成基準や平成14年度に支援会議において作成した「居宅介護支援専門員業務の手引」の改訂について検討を行いました。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

「新予防給付ケアマネジメント業務の手引」を作成しました

お知らせ

東京都介護支援専門員支援会議では、このたび、「新予防給付ケアマネジメント業務の手引(介護支援専門員編)」を作成し、発行しました。介護支援専門員等が予防給付ケアマネジメントに必要な知識及び技術を習得できるよう、介護予防の基本的な考え方から介護予防支援のプロセス、介護予防サービス計画の作成の方法など、予防給付のケアマネジメントに係る業務のポイントをまとめた冊子となっています。

また、介護予防支援に係る標準様式を使いやすくした「東京都推奨様式」、運営基準や予防給付サービスの介護報酬の概要など、すぐに実務に役立つ情報も掲載しています。

本書は、特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会で1冊700円(送料別)で販売します。申込方法等は、協議会事務局(TEL03-5285-8065)又はホームページでご確認ください。

協議会事務局ホームページ (<http://www.5d.biglobe.ne.jp/CMAT/>)

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03(5320)4279

